

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 令和二年度自衛官第七次募集（自衛官候補生）
  - 精神通院医療を担当する医療機関の指定
  - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
  - 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
  - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
  - 保安林の指定予定
- 【公告】
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
  - 公共測量の実施
  - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
  - " "
  - " "
  - 随意契約の相手方の決定

危機管理課

健康推進課

"

"

"

治山課

耕地課

監理課

建築指導課

"

"

警察本部会計課

## 目次

担当課（室）

# 令和2年10月9日 岡山県公報 第12234号

## ◎岡山県告示第五百三十六号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和二年度募集の要領は、次のとおりである。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

### 二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

### 三 受付期間

令和二年十月二十三日から同年十一月二十六日まで

### 四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

### 五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

### 六 採用試験期日

令和二年十二月五日

### 七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

### 八 採用予定時期

令和三年三月下旬から同年四月上旬までの間

### 九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第五百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションライブラー	倉敷市沖新町一四一四ロイヤルガーデンB二〇二	令和二年九月一日
津山薬局河辺店	津山市河辺一〇三九一	令和二年九月一日
おかやま薬局西阿知店	倉敷市西阿知町西原一〇七四一三九	令和二年十月一日
すずらん薬局	津山市田町八六一四	令和二年十月一日
アイ薬局駅前店	総社市駅前一―二一―一〇八	令和二年十月一日
金光薬局さんすて倉敷店	倉敷市阿知一―一―一さんすて倉敷	令和二年十月一日
片上薬局	備前市伊部二四〇八一八	令和二年十月一日

◎岡山県告示第五百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

あんず薬局

総社市小寺九九八―四

令和二年九月一日

日の出薬局イオンモール倉敷店

倉敷市水江一

令和二年九月一日

◎岡山県告示第五百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局瀬戸内邑久店	医療機関の名称	岡本薬局	さくら薬局瀬戸内邑久店	令和二年九月九日

◎岡山県告示第五百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

片上薬局

備前市伊部二四〇八一八

令和二年九月三〇日

エスマイル薬局田町店

津山市田町八六一四

令和二年九月三〇日

# 令和2年10月9日 岡山県公報 第12234号

## ◎岡山県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

高梁市備中町平川字才ノ前三九二六の一、字サイ谷三九三〇の四、字釜ノ元上エ三九四五の一、字カツランゴ道上エ三九七八、字びわノ木下モ四〇三九の一、字溝ノ西四〇四一の一、字ワレ石四〇四五の三、字カド四一〇八

### 二 指定の目的

水源の涵養

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和2年10月9日 岡山県公報 第12234号

〔四五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区 由津里工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区 由津里工区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和二年十月九日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所

# 令和2年10月9日 岡山県公報 第12234号

〔四五二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市、倉敷市、笠岡市、備前市、浅口市、里庄町及び美咲町
測量の種類	公共測量（道路三次元データ計測）
測量期間	令和二年十月十二日から令和三年九月三十日まで

令和2年10月9日 岡山県公報 第12234号

〔四五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字南国府東三七七―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目六一〇二

松瀬 愛

三 許可番号

岡山県指令建指第一九一号

# 令和2年10月9日 岡山県公報 第12234号

〔四五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二六―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟一〇七三―一MOCO二〇一号室

松本 賢介

松本 佳代

三 許可番号

岡山県指令建指第一三九号

# 令和2年10月9日 岡山県公報 第12234号

〔四五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字馬渡向三四〇―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市新倉敷駅前五丁目三ハレクラニB―一〇五

田中公一朗

田中奈津子

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇二号

# 令和2年10月9日 岡山県公報 第12234号

〔四五六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和二年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称  
放置駐車違反管理システム及び交通反則通告システム改修業務
- 二 契約期間  
令和二年九月七日から令和三年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県警察本部交通部交通指導課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和二年九月七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社日立製作所 中国支社  
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額  
八九、六五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八、一五〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第一号に該当するため